

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、多数の尊い命を瞬時に奪うとともに、漁港・農地・森林などに甚大な被害をもたらした。また生活の基盤である住居、雇用、インフラなどにも深刻なダメージを与えた。さらに原発事故を惹起させたため、被害が長期化・広範化しており、1年以上が経過してもなお復旧・復興の見通しが立たない状況である。

東日本大震災は、労働法に対しても多くの課題を提起した。具体的には、多重下請けの規制強化、劣悪な労働条件の改善、労働者の健康を損なう原発労働の規制、休業補償のあり方、大震災を理由にした解雇・雇止め効力、雇用の確保などが挙げられる。これらには新たな法的課題が含まれる一方で、「3・11」以前から存在し、顕在化したものもある。2008年秋のリーマンショックでも、「派遣・有期雇用切り」が横行し、派遣労働者や有期契約労働者の実情が白日の下にさらされることになった。

本来ならば、国家はこうした事態を予測して対策を講じるべきであるが、現実には必ずしも十分な対応がなされていない。また労働組合は、職場の実情を熟知しており、労働者の権利・利益の擁護のための活動が求められる。それぞれの職場や地域で頑張っている組合が見られる一方で、期待される役割を十分に果たしていない組合も少なくない。

東日本大震災のみならず、増大する非正規労働者・ワーキングプアの実情を直視すると、労働者とその家族の生活の基盤である「良質な雇用保障」の重要性を再認識させられる。憲法27条が保障する労働権の意義を問い直す必要がある。

集团的労働関係法の一方向当事者である労働組合をめぐる現状は厳しい。第二次大戦直後の労働運動が高揚した時期には組織率が50%を超えたことがあった(1948年・49年)。その後低下したとはいえ30%台を維持していたが、1970年代中葉から長期低落傾向が始まり、現在は18.5%にすぎない(2010年)。その主

たる理由として、大半の組合が企業ごとに組織されているため、企業間競争に巻き込まれ、また使用者の影響を受けやすいこと、さらに正規従業員のみを組織対象とし非正規労働者を組織してこなかった点が挙げられる。次に、労働組合の主要な闘争形態である争議行為の件数は、戦後増え続け、高度経済成長期が終わった1974年に、9,500件のピークに達した後、急激に減少し、2010年には85件と極端に少なくなっている。

さらに、一部自治体の市長は公務員組合に対して厳しく対応している。具体的には、公務員の政治活動の禁止、組合加入等に関する職員アンケートの実施、職員組合の事務所明け渡しの要求、チェックオフの廃止などである。職員アンケートは、労働委員会による異例の勧告(労働委員会規則40条)に基づき中止に追い込まれたが、民間の労働組合に影響しかねない重大な問題を含んでいる。

労働組合がこうした状況に置かれているとはいえ、労働者を取り巻く環境の厳しさにかんがみると、その役割は依然として重要であり、あらためて労働三権を保障した憲法28条の意義を確認する必要がある。

最近痛感するのは、学生や市民のみならず働く人たちの中でも、法律によって保障された権利や労働基本権などが十分に知られていない点である。労基法などの個別的労働関係法だけでなく、労働組合や集团的労働関係法、そして雇用保障法の正確な理解が求められているといえよう。

労働法の教科書は、学生などの利用者の便宜を考慮して1冊とするのが大半である。これに対して本書は、『労働法Ⅱ 個別的労働関係法』(2010年刊行)とあわせて労働法全体をカバーするように編集されており、集团的労働関係法および雇用保障法を詳細に論じている点に特徴を見出しうる。そして本書の第1章は、両巻を貫く「総論」との位置づけになっている。次に、旧版同様、学生だけではなく労働者や市民の学習にも役立つように、読みやすい内容にするとともに、学説・判例の客観的な解説に心がけた。さらに、企業組織再編に伴う使用者概念や非労働者化政策の中で労組法上の労働者概念に関わる理論的動向など最新の内容を盛り込んである。

旧版が刊行されたのは2006年1月であり、すでに6年以上が経過している。編者は、『労働法Ⅱ』同様、萬井・西谷両氏から3名が引き継ぎ、執筆者を一

部入れ替えて「新版」として刊行するに至った。

末尾になったが、本書の刊行は、法律文化社編集部の秋山泰氏、小西英央氏、そして瀧本佳代氏のご尽力に負うところが大きい。何度も辛抱強く執筆者に督促し、また校正・割り付け、デザインなどでは的確な編集作業をしていただいた。改めてお礼を申し上げる次第である。

2012年7月15日

編者を代表して
名古 道功